

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	藍澤證券株式会社			コード	8708		
提出日	2020/6/3		異動（予定）日	2020/6/25			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外役員及び社外監査役の選任議案が付議されるため						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	高橋 厚男	社外取締役	○													○	有
2	徳岡 國見	社外取締役	○													○	有
3	白木 信一郎	社外取締役	○													○	有
4	花房 幸範	社外取締役	○											○		新任	有
5	山本 晰	社外監査役	○											△			有
6	西本 恵彦	社外監査役	○											○			有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1		高橋厚男氏は、大蔵省官房審議官、日本証券業協会常務理事・専務理事・副会長を歴任し、金融全般及び金融商品取引業等の分野における豊富な知見と経験を有していることから社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断して社外取締役候補者としております。 また、同氏は上場管理等に関するガイドライン！！！5(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないことおよび当該ガイドラインに対応して当社が制定した「社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しております。
2		徳岡國見氏は、興銀証券株式会社（現みずほ証券株式会社）執行役員、株式会社あおぞら銀行代表取締役副社長を務められたるなど、長きにわたり金融機関に在籍し、経営に携わっております。金融全般及び金融商品取引業等の分野における豊富な知見と経験を有し、当社の経営に的確な助言をいただきなど社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断して社外取締役候補者としております。
3		白木信一郎氏は、長年にわたり投資運用業界に従事し、また運用会社の経営者も務めたるなど、金融、投資、財務戦略全般について豊富な知見と経験を有し、当社の経営に的確な助言をいただきなど社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断して社外取締役候補者としております。
4	花房幸範氏は代表を務めるアカウンティングワークス株式会社との取引実績は、同社の売上高の1%未満です。	また、同氏は上場管理等に関するガイドライン！！！5(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないことおよび当該ガイドラインに対応して当社が制定した「社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しております。
5	山本恵彦氏は当社の株主、取引先である三井住友信託銀行株式会社（旧三井信託銀行株式会社 以下、「SMTB」）および三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（旧中央三井アセットマネジメント株式会社 以下、「SMTAM」）の出身です。SMTBは当社株式を1,018,000株（議決権割合：2.37%）保有しています。 当社はSMTBおよびSMTAMから株式の売買取引を受注しており、その手数料額が当社営業収益に占める割合は1%未満です。また、当社はSMTBと株主名簿管理人委託契約の締結と確定拠出年金の運営管理委託契約を締結し、業務を委託しておりますが、これらに伴う支払額がSMTBの売上に占める割合は1%未満となります。当社はSMTAMが運用する投資信託の販売を行っておりますが、当社の選定プロセスに則り、他商品と比較検討のうえ決定されたものです。また、当社が定める独立性に関する基準に照らして、同社は当社の主要な取引先には該当していません。 (取引実績は2020年3月期、残高は2020年3月末時点となります。)	花房幸範氏は、公認会計士としての専門的な知識、経験等を有しており、また会社役員に就任し、企業経営者としての経験もあることから、当社の経営に的確な助言をいただきなど社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断して社外取締役候補者としております。 同氏が代表を務めるアカウンティングワークス株式会社との取引内容は左記のとおりであり、上記に該当しますが、同氏は上場管理等に関するガイドライン！！！5(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないことおよび当該ガイドラインに対応して当社が制定した「社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しております。
6	西本恵彦氏は弁護士として長年にわたり活躍され、専門的知識と豊富な経験を有していることに加え、社外監査役として豊富な知見と経験を有しているため、社外監査役としております。 また、同氏は上場管理等に関するガイドライン！！！5(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないことおよび当該ガイドラインに対応して当社が制定した「社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しております。	西本恵彦氏は弁護士として長年にわたり活躍され、専門的知識と豊富な経験を有していることに加え、社外監査役として豊富な知見と経験を有しているため、社外監査役としております。 また、同氏は上場管理等に関するガイドライン！！！5(3)の2に規定する独立性基準のいずれにも該当がないことおよび当該ガイドラインに対応して当社が制定した「社外役員の独立性に関する基準」により、独立性を有すると判断しております。

## 4. 補足説明

当社の独立社外取締役および独立社外監査役の独立性判断基準については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」別紙に定め、ホームページに公表しております。 <a href="https://www.aizawa.co.jp/documents/company/corporate_governance/policy.pdf">https://www.aizawa.co.jp/documents/company/corporate_governance/policy.pdf</a>
---

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。  
※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g. 及びh. のいずれにも該当しないものの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上a～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 会社が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。